

# 滋賀県の建設工事に係る発注の見通しならびに入札および契約の過程ならびに契約の内容に関する事項の公表手続きについて

平成 13 年 3 月（制定）

平成 17 年 4 月（一部改正）

平成 20 年 3 月（一部改正）

平成 20 年 7 月（一部改正）

平成 21 年 4 月（一部改正）

平成 24 年 4 月（一部改正）

平成 24 年 5 月（一部改正）

平成 27 年 4 月（一部改正）

令和 3 年 4 月（一部改正）

令和 5 年 3 月（一部改正）

この手続きは、「滋賀県の建設工事に係る発注の見通しならびに入札および契約の過程ならびに契約の内容に関する事項の公表要綱」に基づき公表するにあたり必要な手続きを定めるものとする。

## 発注見通しに関する事項の公表（要綱第 2 条）

### 1 発注見通しの公表

（要綱第 2 条）

#### （1）公表対象

予定価格が 250 万円を超え、当該年度に発注することが見込まれる建設工事を対象とする。

#### （2）発注見通しの作成

建設工事の設計・積算および監督に関する事務を担当する本庁の各課または地方機関（以下「工事の発注機関等」という。）の長は、当該工事の発注機関等に係る発注見通しを作成するものとする。

※本庁の各課とは、滋賀県行政組織規則に規定する本庁の課をいう。

※地方機関とは、同規則に規定する地方行政機関およびその他の機関をいう。

※警察本部、企業庁および各行政委員会事務局についてはこれに準じて作成するものとする。

#### （3）公表場所等

工事の発注機関等の長は、発注機関等の所在する合同庁舎（行政組織規則（昭和 51 年滋賀県規則第 16 号）第 3 条に規定する地方行政機関が位置する庁舎のうち、本庁の係が所在するものをいう。）の行政情報コーナーにおいて閲覧に供す

るものとし、併せて県民情報室で閲覧に供するものとする。また滋賀県ホームページにおいても掲載するものとする。

県民情報室での閲覧の資料は、本庁各部局、各委員会事務局、警察本部および企業庁においてとりまとめ、県民情報室へ設置するものとする。滋賀県ホームページでの掲載については土木交通部監理課において取りまとめたうえ、掲載する。

(県立学校については教育委員会事務局で取りまとめるものとする。)

#### (4) 公表項目

工事名、工事場所、期間、工事種別（入札参加業種）、工事概要、入札契約の方法（WTO一般競争入札・制限付き一般競争入札・簡易型一般競争入札・総合評価方式・公募型指名競争入札・指名競争入札・随意契約）、発注予定時期（随意契約の場合は契約予定時期）（様式1）

#### (5) 公表方法および時期

次により当初あるいは見直し後の発注見通しを閲覧に供するとともにホームページに掲載するものとする。ただし、土木交通部監理課長が追加で必要と認めた場合には、随時、当初あるいは見直し後の発注見通しを閲覧に供するとともにホームページに掲載するものとする。

各見直し後は、当該見直し前の発注見通しに替え、当該見直し後の発注見通しを閲覧に供するとともにホームページに掲載するものとする。

	見直し時期	公表日	内容の対象期間
当初	4月	4月 <u>1日</u>	4月～年度末
見直し1	7月	7月 1日	7月～ 〃
見直し2	10月	10月 1日	10月～ 〃
見直し3	1月	1月 4日	1月～ 〃

※公表日が休日の場合はその翌日とする。

#### (6) 公表期間

公表開始の日から当該年度の3月31日まで

入札および契約の過程ならびに契約の内容に関する事項の公表（要綱第3条）

## 2 入札参加資格、有資格者名簿および指名選定基準の公表

(要綱第3条第1項第1号、第2号、第3号)

県民情報室ならびに合同庁舎（行政組織規則（昭和51年滋賀県規則第16号）第3

条に規定する地方行政機関が位置する庁舎のうち、本庁の係が所在するものをいう。)の行政情報コーナーで閲覧に供するものとし、あわせて滋賀県ホームページに掲載するものとする。

### 3 一般競争入札で実施する個別工事等の入札参加資格の公表

(要綱第3条2項第1号)

当該建設工事の入札および契約に関する事務を担当する本庁の各課、各県税事務所、各環境事務所、各森林整備事務所、各健康福祉事務所、各農業農村振興事務所または各土木事務所の各課または各地方機関（以下「入札契約担当課等」という。）において、公告と併せて閲覧に供するとともに入札情報公開システムにより滋賀県ホームページに掲載するものとする。

※本庁および各県税事務所、各環境事務所、各森林整備事務所、各健康福祉事務所、各農業農村振興事務所または各土木事務所の各課とは、滋賀県行政組織規則に規定する本庁の課および地方行政機関における県税事務所、環境事務所、森林整備事務所、健康福祉事務所、農業農村振興事務所または土木事務所の課をいう。

※各地方機関とは、同規則に規定する県税事務所、環境事務所、森林整備事務所、健康福祉事務所、農業農村振興事務所または土木事務所を除く地方行政機関およびその他の機関をいう。

※警察本部、企業庁および各行政委員会事務局についてはこれに準じて作成するものとする。

### 4 一般競争入札で実施する個別工事の入札に参加しようとした者の商号名称および参加させなかった理由の公表

(要綱第3条2項第2号)

#### (1) 一般競争入札で実施する個別工事の入札に参加しようとした者の商号名称

当該建設工事の入札結果調書を、入札契約担当課等において閲覧に供するものとする。

この場合、個別工事の入札参加確認資料を提出した者をすべて記入するとともに、これらの者のうち参加資格がないと認めた者があった場合には、該当者の金額欄に「**参加資格なし**」の表示を行う。

また、参加資格があると認めた者のうち入札に参加しなかった者があった場合は、該当者の金額欄に「**不参加**」の表示を行うものとする。

#### (2) 一般競争入札に参加させなかった理由

入札参加確認資料を提出した者のうち入札参加資格がないと認めた者があった場合には、入札後、当該建設工事の入札結果調書に**様式2**「一般競争入札に参加させなかった理由」を添付して閲覧に供するものとする。

参加させなかった理由については様式2により作成し、契約審査委員会の審査を経るものとする。

(3) 簡易型一般競争入札において無効とした者の商号名称および無効とした理由

簡易型一般競争入札において参加資格がないと判断し無効とした者があった場合には、入札後、当該建設工事の入札結果調書に**様式7**「簡易型一般競争入札において参加資格がないと判断した理由」を添付して閲覧に供するものとする。

## 5 入札予報の公表

(要綱第3条第2項第3号)

入札契約担当課等において閲覧に供するとともに入札情報公開システムにより滋賀県ホームページに掲載するものとする。

## 6 指名選定の理由の公表

(要綱第3条第2項第4号)

(1) 公表対象

予定価格が250万円を超える建設工事の、指名競争入札または公募型指名競争入札を対象とする。

(2) 公表方法および時期

入札契約担当課等において契約締結後速やかに当該建設工事の入札結果調書に添付(**様式3**)して閲覧に供するものとする。

(3) 公表理由の審査

公表内容については、様式3により当該建設工事の指名審査と併せて契約審査委員会の審査を経るものとする。

(4) 指名選定理由の作成方法

ア 指名競争入札

理由の中に盛り込む情報

- 工事の特性
- 選定に用いた入札参加業種
- 格付業種については使用格付
- 選定に考慮した項目

指名選定基準による項目

- ・ 実施場所、地理的条件
- ・ 工事に応じた経歴
- ・ 実施能力、手持ち工事等の量、技術者数
- ・ 経営状況から見た実施見込みの確実性
- ・ 指名回数機会の均等、手持ち工事の確実性

その他

- ・ 入札参加停止の有無
- ・ その他考慮した項目

○指名業者数

イ 公募型指名競争入札

公募型指名競争入札参加資格確認表を閲覧に供するものとする。

7 入札結果調書の公表 (要綱第3条第2項第5号、第6号)

入札契約担当課等において閲覧に供するとともに入札情報公開システムにより滋賀県ホームページに掲載するものとする。

8 低入札価格調査制度に基づく調査結果の公表 (要綱第3条第2項第7号)

(1) 公表対象

低入札価格調査制度を適用する建設工事において、最低の価格をもって申し込みをした者を失格とし、それ以外の入札者を落札者とした場合の調査結果。

(2) 公表方法および時期

入札契約担当課等において契約締結後速やかに当該建設工事の入札結果調書に添付(様式4)して閲覧に供するものとする。

(3) 公表内容の審査

公表内容については、様式4により当該建設工事の調査審査時に、低入札価格調査審査委員会の審査を経るものとする。

9 最低制限価格未満の価格をもって申込みをした者の商号および名称の公表

(要綱第3条第2項第8号)

最低制限価格を設定した入札で、同価格未満の価格をもって申込みをしたため失格となった者の入札結果調書への表示は、「最低制限価格未満のため失格」と表示するものとする。

この表示は、予定価格が250万円以下の建設工事の入札結果調書についても同様の取扱いとする。

10 総合評価方式による入札を行った場合の公表 (要綱第3条第2項第9号)

(1) 総合評価方式を行った理由

建設工事に係る総合評価実施要領および総合評価実施要領運用指針において公表するものとする。

(2) 総合評価を行った場合における落札者決定基準

入札契約担当課等が作成した入札説明書において説明するものとする。

(3) 総合評価を行った場合における落札者の落札理由

入札契約担当課等が作成した入札結果調書によって公表するものとする。

(4) 総合評価を行った場合における落札結果

入札者名、落札者名、入札金額、技術評価点、評価値を入札結果調書に記載して公表するものとする。

入札結果調書は、入札契約担当課等において閲覧に供するとともに入札情報公開システムにより滋賀県ホームページに掲載するものとする。

技術評価点の内訳は、特別簡易型で実施した場合は非公表とし、それ以外にあっては技術評価点内訳表に記載し、契約締結後、速やかに入札契約担当課等において閲覧に供するものとする。

なお、入札を辞退した者等の技術評価点、評価値および評価点内訳ならびに、入札が無効または失格となった者の評価値は公表しない。ただし、入札が無効または失格となった者の技術評価点および評価点内訳は、入札契約担当課において閲覧に供するものとする。

## 1 1 契約内容の公表

(要綱第3条第2項第10号、第11号、第3項)

(1) 公表対象

予定価格が250万円を超える建設工事にかかる当初契約、および金額の変更を伴う変更契約の内容を公表する。

議会の議決を要する契約の締結は、本契約の内容を対象とする。

平成13年3月31日以前に契約締結している建設工事にかかる変更契約については公表の対象外とする。

(2) 公表方法および時期

入札契約担当課等において契約締結後速やかに当初契約と変更契約とで別冊として閲覧に供するものとする。

(3) 公表の内容

ア 当初契約の場合

契約書の写し(約款部分除く)および工事概要等(様式5)

随意契約の場合は随意契約の理由(様式3)を契約書に添付する。

- イ 変更契約の場合
  - 変更契約書の写し
  - 変更の理由（様式6）

## 12 その他

- (1) 公共の安全と秩序の維持に密接に関連する建設工事であって、県の行為を秘密にする必要があるものについては、公表の対象としない。
- (2) 3から11に定める事項の閲覧に供する期間は、公表の日から公表の日の属する年度の翌年度末までとする。





## 一般競争入札に参加させなかった理由

工 事 番 号	
工 事 名	
参加させなかった者の 商号または名称	
理 由	

## 指名選定（随意契約）理由

工 事 番 号	
工 事 名	
施 工 場 所	
業 種	
格 付	
審査会の名称	
審 査 日	
指名選定（随意契約）理由	

最低価格者を落札とせず他の者のうちの最低価格者を  
落札とした理由

工 事 番 号	
工 事 名	
理 由	

適用	内容
工事番号	
工事名	
工事種別	
工事概要	

## 変更の理由

工事番号	
工事名	
変更の理由	

簡易型一般競争入札において参加資格がないと  
判断した理由

工 事 番 号	
工 事 名	
参加資格がないと判断し無効とした者の 商号または名称	
理 由	